

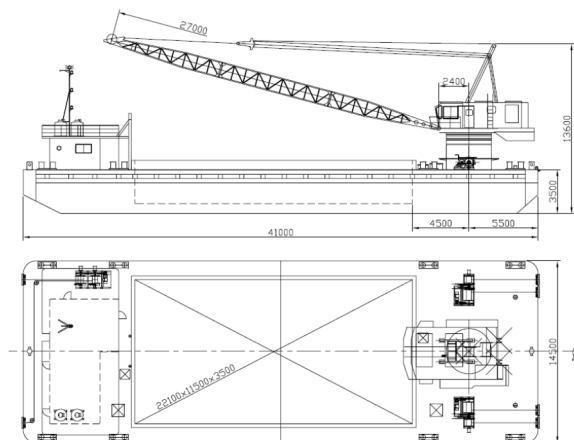
別紙－２ 廃棄物の排出海域

排出海域は、宮崎港から東に約 16km 離れた、水深約 60m の北緯 31° 51′ 54″、東経 131° 37′ 30″ を中心とする半径 740m の円に囲まれた範囲内（以下「当該排出海域」という。）とした（図－2.2 参照）。

当該排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里（約 92.6km）の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）」第 6 条第 1 項に掲げる IV 海域に該当する。

なお、当該排出海域については、海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討すると共に、船の航行の障害とならない等、漁業関係者との協議を経て同意が得られた海域を選定した。さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、排出海域の範囲を設定した。なお、グラブ浚渫船[自積船[※]]による投入において、航行中の排出は行わないが、潮流により船舶が流され当該排出海域から外れた場合は、投入作業を中断し、改めて当該排出海域に排出船を移動させた上で投入を行う。

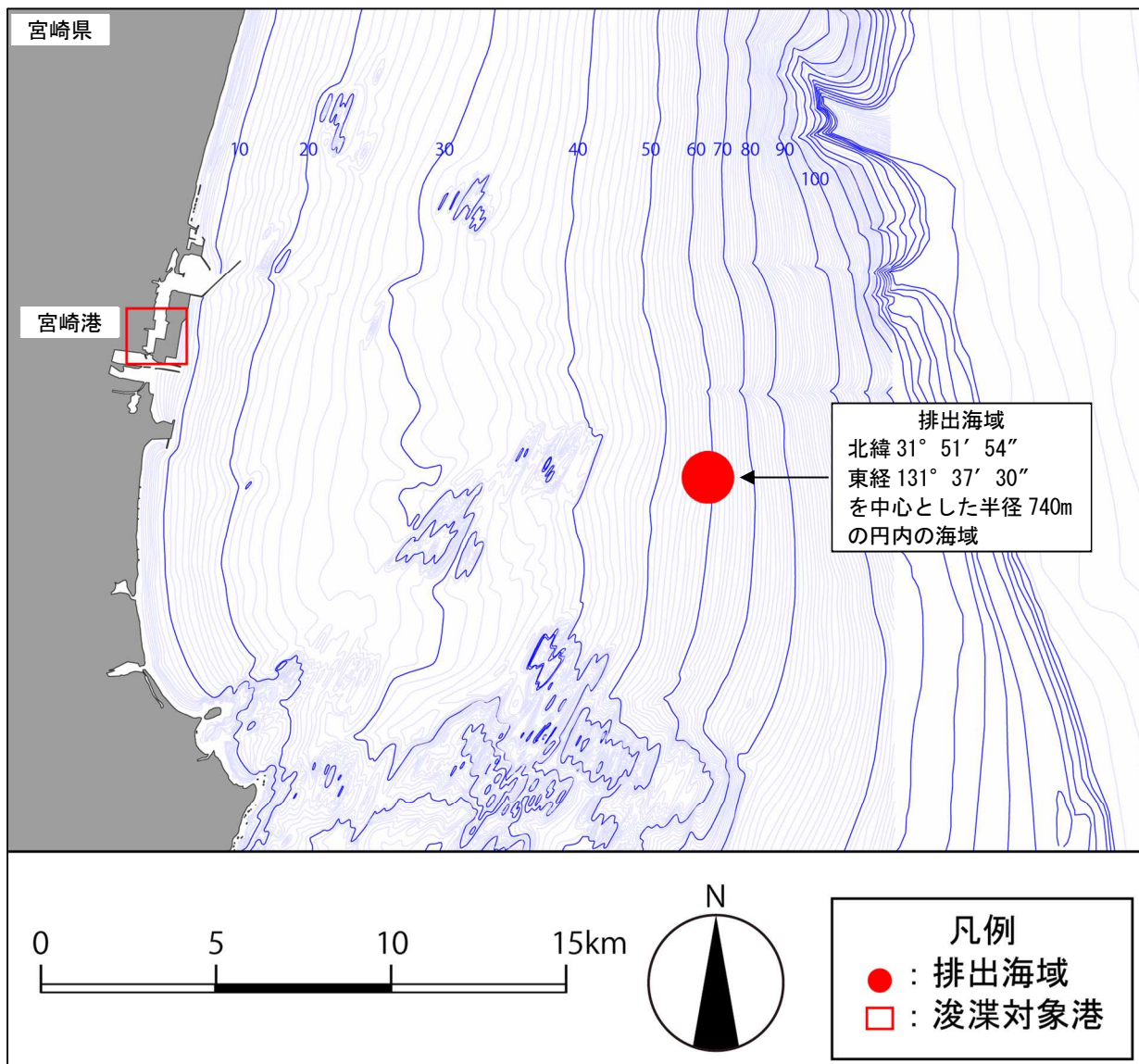
※グラブ浚渫船[自積船]はグラブ船に泥倉を装備した船舶で、浚渫船と土運船の双方の機能を併せ持つものである（図－2.1 参照）。



図－2.1 グラブ浚渫船[自積船]の例

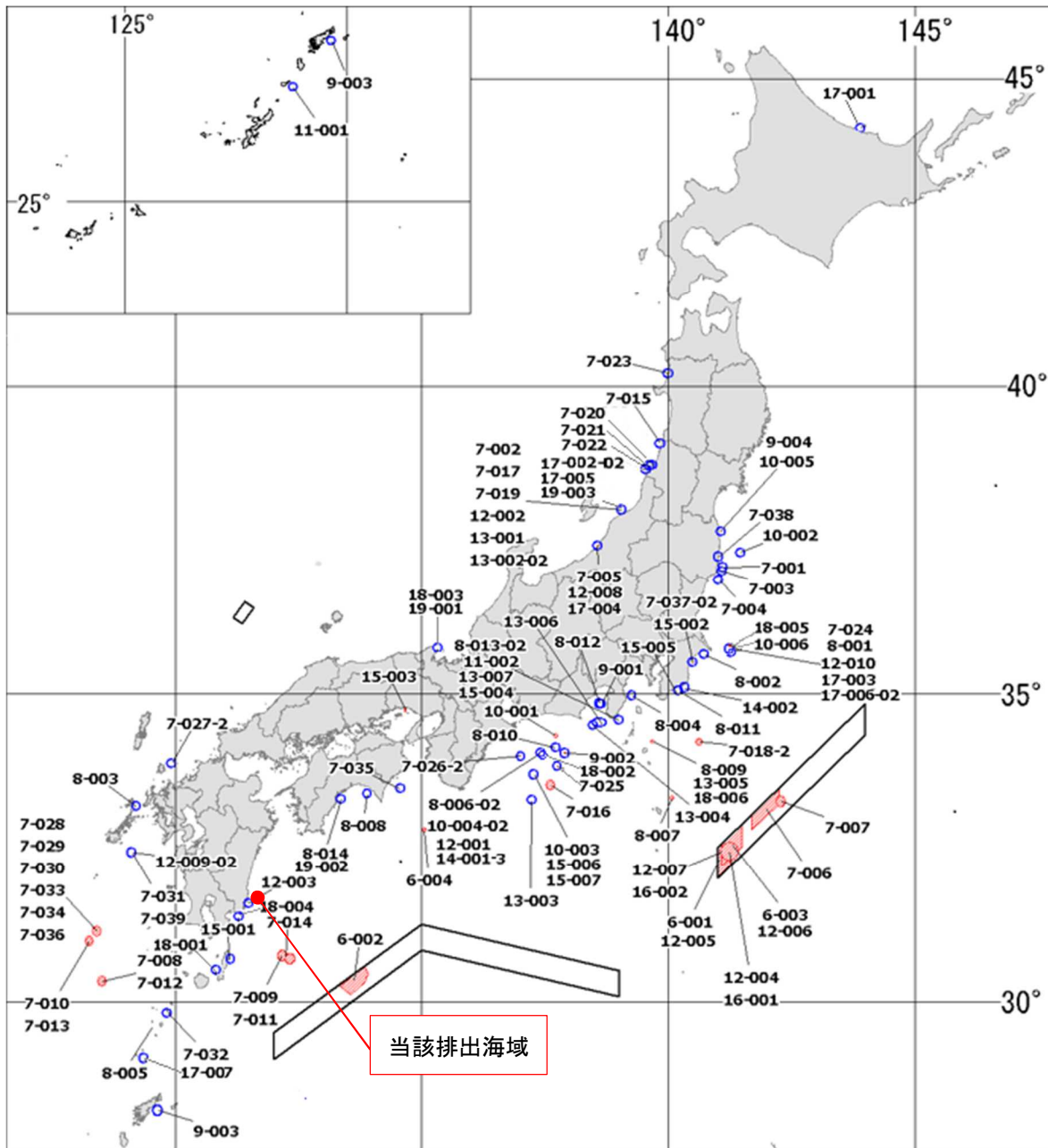
また、当該排出海域の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、当該排出海域周辺における海洋投入処分の許可状況（2019年6月11日時点）をとりまとめた（図－2.3 及び図－2.4 参照）。

当該排出海域に最も近い許可（許可番号 12-003（宮崎県、大堂津漁港））は約 35km 離れており影響想定海域に重複は見られない。



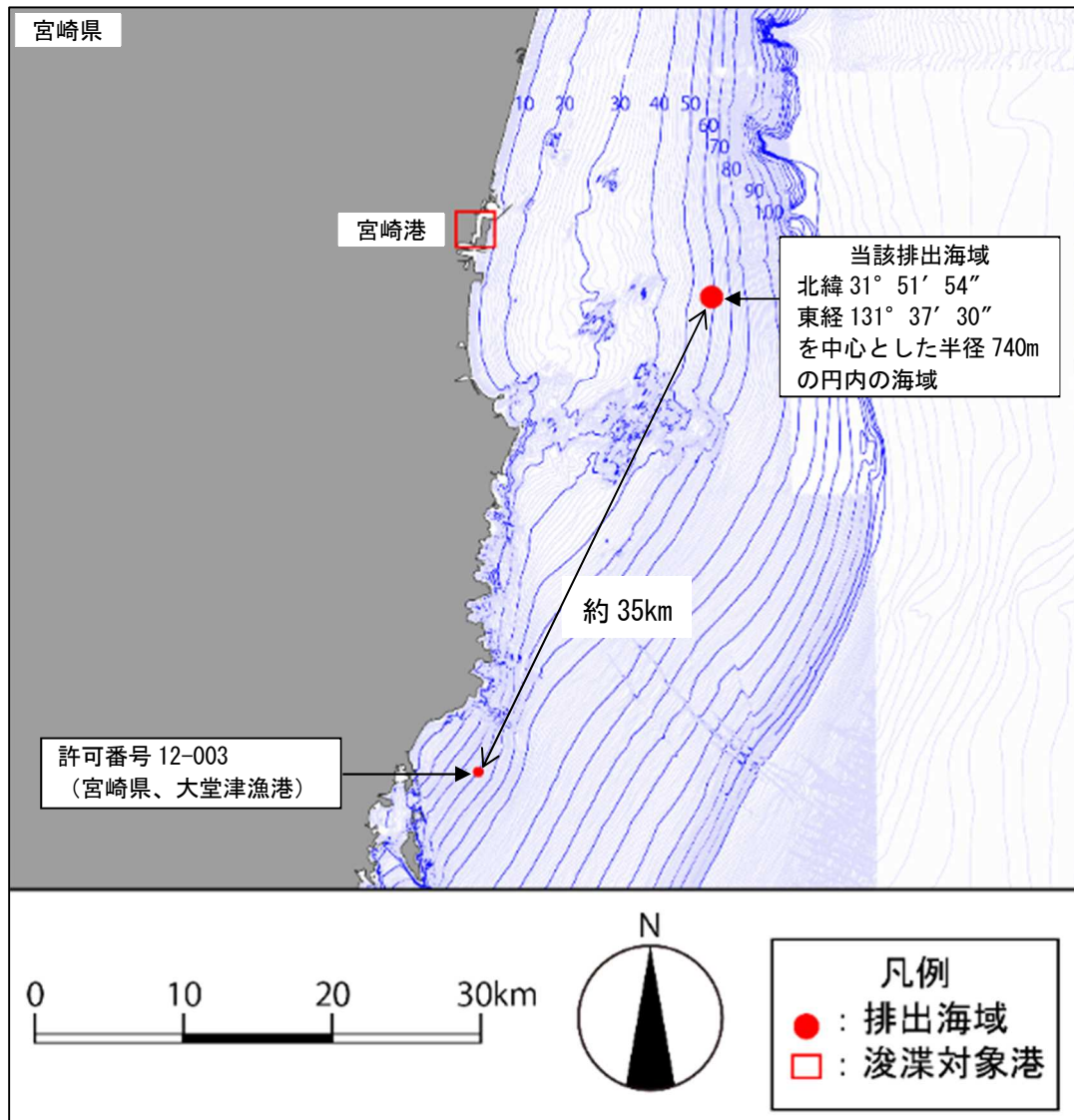
出典)「海底地形デジタルデータ M7008」((財)日本水路協会、2015年)より作成

図-2.2 当該排出海域



出典)「許可発給状況 海洋投入処分排出海域全体図」
 (環境省 HP、http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/map_japan.html、2019年6月11日確認)より作成

図-2.3 廃棄物等の海洋投入処分に係る許可発給状況 (2019年6月11日時点)



出典)「海底地形デジタルデータ M7008」((財)日本水路協会、2015年)より作成

図-2.4 当該排出海域と近傍の他の排出海域の関係